平成２１年（フ）第２２００号
京都府久世郡久御山町島田ミスノ１番地１
コーポみやび11号
債務者　信州信濃屋こと　岸名　眞人
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月５日午後４時
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第５２号
和歌山県新宮市王子町２丁目６番２号
債務者　西　　武志
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月16日午後１時10分
和歌山地方裁判所新宮支部

平成２１年（フ）第６６号
島根県浜田市上府町イ981番地
債務者　佐々木剛文
1　決定年月日時　平成22年１月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月17日午後１時10分
松江地方裁判所浜田支部

平成２１年（フ）第９６２号
岡山市北区中仙道１丁目17番28―２号ＭＢ中山道202号
債務者　川本　光雄
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月24日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第９７９号
岡山県倉敷市林586番地
債務者　和田　誉展（旧姓高城）
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月24日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３５３６号
横浜市金沢区西柴３丁目５番３号
債務者　成田　精治
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３５３７号
横浜市戸塚区戸塚町2075番地　コーポ金子103号
債務者　榎本庄太郎
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月19日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３６０９号
横浜市保土ケ谷区初音ケ丘９番23号　リンデンバウム101
債務者　大島　愛子
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第５５号
石川県鳳珠郡能登町字鈴ケ嶺ツ部32番地
債務者　淺井　茂盛
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月18日午後１時10分
金沢地方裁判所輪島支部

平成２２年（フ）第１号
石川県輪島市河井町５部41番地20
債務者　沖崎　朋子
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月18日午後１時20分
金沢地方裁判所輪島支部

平成２１年（フ）第６０７号
青森市小柳１丁目16番40号
債務者　田中美佐子
1　決定年月日時　平成22年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月25日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１０３４３号
大阪市浪速区難波中１丁目14番７―1003号
債務者　田中　智子
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月19日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０６６号
岡山市北区津高1533番地５
債務者　竹内　玲子
1　決定年月日時　平成22年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月25日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１４７２号
東京都八王子市長房町112番地市営住宅長房第１団地３号棟194号
債務者　丸山　健一
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月24日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１５６５号
東京都東村山市廻田町２丁目18番地21アスコットコート102
債務者　水戸　祐芳
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月24日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１５６６号
東京都東村山市廻田町２丁目18番地21アスコットコート102
債務者　水戸ひろみ
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月24日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部